

平成19年6月26日

各位

株式会社ジャスダック証券取引所

当取引所に対する業務改善命令について

当取引所は、証券取引等監視委員会の検査を受けておりましたが、本日、金融庁より、証券取引法第153条前段の規定に基づき、別紙のとおり業務改善命令を受けました。

当取引所においては、今般の金融庁からの業務改善命令を厳粛かつ真摯に受け止めているところです。当取引所としては、システムリスク管理態勢の充実強化に努めており、現在、全所的なリスク管理の基本方針の策定に着手しているところです。今後は、改善措置の策定はもとより、リスク管理について万全を期してまいりたいと考えており、皆様方が安心して参加できる信頼性の高い証券取引所の実現を目指し、一層の努力をしてまいります。

なお、当取引所市場は、システムを含め、正常かつ適正に機能しており、取引には支障はありませんので、皆様方のご理解とご協力をお願い致します。

以上

(別紙)

今般、ジャスダック証券取引所に対する証券取引等監視委員会の検査において、次の事項が認められた。

システムリスク管理態勢の不備

ジャスダック証券取引所は、システムリスクに関する認識が不十分であり、全社的なリスク管理の基本方針を策定していないなど、その管理態勢が不十分な状況にある。

ジャスダック証券取引所の上記のような業務の運営の状況は、証券取引法第153条の規定による監督上必要な措置をとることを命ずることができる場合の要件となる「業務の運営(中略)に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。

したがって、証券取引法第153条前段の規定に基づき、以下のとおり命じる。

業務改善命令

1. 委員会から指摘された各事項について、ジャスダック証券取引所としてその発生原因や問題点等について分析、検証を行った上で、具体的かつ実効性のある改善策を講じること。
2. その他、ジャスダック証券取引所として必要と認める措置を講じること。
3. 上記について、その実施状況を平成19年7月31日までに書面で報告することとし、当分の間、四半期ごとに書面で報告すること。

なお、第1回目の報告は、平成19年9月末までの状況について、取りまとめ次第、書面で報告すること。